○厚生労働省令第六十号

地 地域の自 主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (平成二十

九年法律第二十五号) の 一 部及び児童福 祉 法施行令及び 地 方自治法施 行令の一 部を改正する政令 (平成三十

年 政令第百三十一号) の施行に伴い、 並びに関係法律 の規定に基づき、 児童! 福祉法院 施行規則等 の 一 部を改

正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月三十日

厚生労働大臣 根本 匠

、児童福祉法施行規則の一部改正)

児童!

福

祉法施行

行

規則等

う

部を改正する省令

第一条 児童福祉法施行規則 (昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次の表のように改正する。

傍 線 部 分 は 改 正 部 分

改

正

前

れ以区、十一	」という。)に届け出なければならない。 「「「「「「「」」」の市長(以下この条において「厚生労働大う。以下同じ。」の市長(以下この条において「厚生労働大中核市(地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市区分に応じ、厚生労働大臣、都道府県知事又は指定都市若し、次に掲げる事項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲十六第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞十六第一項の規定による業務管理体制の整備について、遅滞
第十二	第十八条の三十八 指定障害児事業者等は、法第二十一条の五の二

改

正

後

2 3

(

兀

第 権 + 厚 限を行つた結果を通知するときは、生労働大臣又は指定都市若しくは中 八 果の 条の 三十 概要その 九 他必要な事項を示さなけ 法 第二十 条 \mathcal{O} 五. の 二 中 当 核 該 市 + 権の れ 七 ば 限市 第 限を行使した年月17日長が同条第一項の規定により なら な 日の り 第

ら通項は、 + 0) な 所 八 支援 規 条 指 定の障四 定 事 12 による命 害児 業 者 通 厚 0) 生労働 指 令に違反したときは、 所 所支援事業者が法第生労働大臣又は指定 !定を行 つた 都 道 第二 府 定 県 都 宗知事に通 その旨を コーー条の を当 五は 知 引しなければコ該指定障害 4の二十八第三は中核市の市長 ば鬼児

規福 五. る場場 旬 児 定 祉 12 童 に 条 合に の 二 よ関 相 以する事 り、 同 談 おか設 表 中 法 令 て 置 欄 第 務 第 は市 を処 五. 兀 次と 十九 掲げ + 理する場 五. のい条 る 条 表う。 \mathcal{O} Ł 第 四 の上 0 は、 第一 合 項 が 及 \mathcal{O} 児項び 12 規 掲 童 \mathcal{O} 令 れ 定 児 ぞ げ 福 第 に るこ れ 祉 童 兀 ょ り、 同 相 + に 表下 の関 談 五. 省 す 所 条 令の事 設置 欄 0 定 都 0 字句 規 務 市第 市 定 定を(一が中処以項児 が ع 読 の理下の 童

> はならない。がに掲げる事項の規定がに掲げる事項の規定がに掲げる事項の規定 項を記れ 生 定 一労働 て に 指 よる業務 定 「厚生労働 大臣、 載した届出書を、 障 害児 **都道府県知恵** 管理 事 業 体制 者 等 のは、 こという。 の整備につい 配条第二番 法 定 項 い十 各号に て、 に 都 届 市 条 け 0 遅 出なける市長(掲げる 滞 五. なく

(兀

2

3

十八条 の三十 九 法 第二 + _ こつた結晶

第 は、その旨を当該指定障害第二十一条の五の二十八第界十八条の四十一厚生労働大 さなけ 厚生労働 当該権冒 れば 大臣が なら な 使同 V) 条第一 L た年 月項 0 日 日、結果の概要の権限を行つなり %定による命令 程定障害児通ぎ 威要その 果を通知するときは第四項の規定により 令に支 他 支援 必 違 要 事業者 反し な事 え者が法 項を示

第 府は、 Ŧī. 字す 規福 + 県 句 る 児 定 祉 場合に 条 知 童 に に の 二 相 よ関 事 り、 する 同 談 おか設 表 通 中 法 事 令 知 て 置 第 欄 第務 L は市」 を処 五 兀 な 次と 定障害児 け 掲 + + 九 げ 理 五. の表えいる るも する場合 条 · う。 第一 表 の 四 \mathcal{O} 上欄に掲 第一 項 が 及び \mathcal{O} . 児 項 それ 規 童 の児 令 定 事 ぞ 業 げ 福 に るこ れ 祉 童 兀 ょ 者 同 相十 \mathcal{O} に の関 五. 指 表 談 定を行 ける 下 省 所 条 指 欄 令 設 \mathcal{O} 定 の事 置 \equiv 都 0 字 規務 市 第市 0 定を(一が中処以項児 لح 都 の理下の童 道

	第 第 一 十 項 <i>リ</i> タ の 三 十	十八条の三十	第十八条の三十五	び第四号第二項及	十八条	第十八条の三十	第四項	第十八条の三十二	第十八条の三十	の 二	第十八条の二十	まで第一項から第三項	十八条の	第十八条の二十	(略)	み替えるものとす
又は指定都市若しく	グ タ		五.	<u>及</u>	五	四		<u> </u>			九	- 項	[] 九	八都道府県知事	(略)	とする。
、指定都市の市長	を	分(冷第四十										市 の 長	び児童相談所設置	市の	(略)	
	項丿	十八条の三十	第十八条の三十五		第十八条の三十五	(新設)	第四項	十八条の三	第十八条の三十	<i>の</i> 二	第十八条の二十九		第十八条の二十九	第十八条の二十八	(略)	み替えるものとする。
又は指定都市(地方					1								76	都道府県知事	(略)	う。
2 、指定都市の市長	を含む。以下「令」 を含む。以下「令」 を含む。以下「令」 を含む。以下「令」 が現童福祉法施 を含む。以下「令」 を含む。以下「令」 を含む。以下「令」 を含む。以下「令」	(地方自台										市 の 長	び児童相談所設置	指定都市の市長及	(略)	

tel to the tree to the tree to						
十十十十十びか 五五五五五第63 条条条条条十第			第十八条の四十		第十八条の三十九	
表 入 月 リ	(略)	(略) i	核市の市長指定都市若しくは中	核市の市長指定都市若しくは中	(略)	は中核市(地方自治法第二百五十二条の一下をいう。以下同じ
相談所設置市	ド 己	(略)	都道府県知事	都道府県知事	(略)	置市の長
十十十十十 五五五五 五五五五五 3 条条条条 3 ののののの 3	(略)		第十八条の日		第十八条の	
十十十九九七四一			四十		八条の三十九	
十十十九 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(略)	(略)	四十 厚生労働大臣	厚生労働大臣	の三十九(略))の市長	をいう。以下同じ。

(略)	七条て準用する第二十	+ =	六条	て準用する第二十	三十二条にお	第二十七条	第二十六条	九	第二十五条の二十	項	六第一項及び第二	- +	四第一項	第二十五条の二十	(略)							_	第二十五条の二十	(略)	第一項及び第三項
(略)												都道府県知事		都道府県	(略)	(路)							区分	(略)	
(略)										市の長	び児童相談所設置	指定都市の市長及	相談所設置市	指定都市及び児童	(略)	(略)		条において同じ。	を含む。以下この	えて適用する場合	規定により読み替	五条の三第八項の	区分(令第四十	(略)	
(略	七条用	第二	六久	て淮	第三	第二	_	九	第一		六	第二	四	第二								\equiv	第一	(略	
五)	する第二	第三十二条におい	本	て準用する第二十	十二条にお	一十七条	一十六条		一十五条の二十			一十五条の二十		一十五条の二十	略)							第一	第二十五条の二十	<u>T</u>)	
(略)												都道府県知事		都道府県	(略)	(略)							区分	(略)	

	7 .	· ·	第																								
(略)	同表下欄の字句と	この省令の規定中に関する事務を処	の三、令第四	(略)	第三十六条の四十	九の二	第三十六条の三十	八第二項	第三十六条の三十	五第二項	第三十六条の三十	三第二項	第三十六条の三十	二の四	第三十六条の三十	一第二項	第三十六条の三十	の七第二項	第三十六条の三十	の六	第三十六条の三十	の 五	第三十六条の三十	の三	第三十六条の三十	の ニ	第三十六条の三十
(略)	Z	欄て	五条第二項の規定	(略)																							都道府県知事
(略)		に掲げるものは、それぞは、次の表の上欄に掲げ	り、中核市が児童福	(略)																					の長	び児童相談所設置	定都市の市長
(略)	それぞれ同表	が児童福祉に関する百五十二条の二十二	十条の三一令第	(略)	第三十六条の四十	九の二	第三十六条の三十	八第二項	第三十六条の三十	五第二項	第三十六条の三十	三第二項	第三十六条の三十	二の四	第三十六条の三十	一第二項	第三十六条の三十		(新設)	の六	第三十六条の三十	の 五	第三十六条の三十	の三	第三十六条の三十	の 二	第三十六条の三十
(略)	下欄の字句と読み替えるも省令の規定中の字句で、同	する事務を処理する場合にお十二第一項の中核市(以下 -	五条第二項の規定	(略)																							都道府県知事
(略)	とする。中欄に掲げるもの	2おいては、次の表の上-「中核市」という。)	り、地方自治	(略)																					の長	び児童相談所設置	市の

第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第	おいて準用する場の二十九第四項に	条の二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	第十六条第十六条第十八条の二十七第四項(第十八条の二十七十九第四項に割り、第十八条の二十七十九第四項に割り、第十八条の二十七十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	第十一条
都道府県知事	市町村長 は、これらの指定に は、これらの指定に は、これらの指定に	道府		都道府県知事
中核市の市長	中核市の市長	核市の市		中核市の市長
新設)		(新設)	(新 新 設 設) (新 六 五 2 2 8 8	第十一条第一項
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(新 新 設)	(新設)		都道府県知事
(新 設)	(新設)	(新設)		中核市の市長

		の 二	第三十六条の三十		第十八条の四十		第十八条の三十九 第十八条の三十五 の七 の七 の七 の七 の七 の 七 八条の三十五 及
対象事業者を		報を 報を 教を 表対象支援情	(略)	都道府県知事	市岩岩	核市の市長	十 第 二 第 四 項 系 の 五
対象事業者(指定	入所施設等 (法第 二十四条の二第一 原害児入所施設等 をいう。以下この 条において同じ。 条において同じ。	障象害支	略)	中核市の市長	都道府県知事	都道府県知事	法第二十一条の五 が二十七第四項(が二十七第四項(が二十七第四項(が二十七第四項(が二十七第四項(が高七十四条の四 が高い。)
		の 二	第三十六条の三十		(新設)		新設)
対象事業者を		報を情報公表対象支援情	(略)	(新設)	新設)	(新設)	(新 設)
対象事業者(指定	限る。)を に規定する指定障 に規定する指定障 に規定する指定障 で条において同じ の条において同じ の条において同じ	情報(指定障害児	(略)	(新設)	(新設)	(新設)	(新 設)

(略)	九の二	第三十六条の三十	八第二項	第三十六条の三十	五第二項	第三十六条の三十	三第二項	第三十六条の三十	二の四	第三十六条の三十	の七第二項	第三十六条の三十	の六	第三十六条の三十	の 五	第三十六条の三十						の四	第三十六条の三十	(略)			
(略)																都道府県知事							情報公表対象支援を	(略)			
(略)																中核市の市長	ŧ	うしを防くし	推定入所支援をい		第	(指定入所支援(情報公表対象支援	(略))を	の設置者を除く。	障害児入所施設等
(略)	九の二	第三十六条の三十	八第二項	第三十六条の三十	五第二項	第三十六条の三十	三第二項	第三十六条の三十	二の四	第三十六条の三十		(新設)	の六	第三十六条の三十	の 五	第三十六条の三十						の四	第三十六条の三十	(略)			
(略)																都道府県知事							情報公表対象支援を	(略)			
(略)																中核市の市長	をうに関る	相	に規定する指定障	条の二十六第二項	支援(法第二十	定	情報公表対象支	(略)		業者に限る。)を	障害児相談支援事

(介護保険法施行規則の一部改正)

第二条 介護保険法施行規則 (平成十一年厚生省令第三十六号) の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

		· · · · · · · · ·	
(指定地域密着型通所介護事業者に係る指定の申請等)	一~四 (略)	(指定通所介護事業者に係る指定の申請等)	改 正 後
(指定地域密着型通所介護事業者に係る指定の申請等)	一~四 (略)	2・3 (略) (指定通所大援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受類の障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定を受けている場合において、次の各号に掲げる事項に係る申請書の提出しているときは、当該各号に定める規定に掲げる事項に係る申請書又は書類を既に当該都道府県知事は、当該指定又は当該指定の更新を受けようとする者が児童福祉法第二十年、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法(昭し、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法(昭し、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法(昭元、当該指定又は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法(昭元、当該指定区域は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法(昭元、当該指定区域は当該指定の更新に係る事業所が地方自治法(昭元、当該中核市の市長に提出しているときは、当該中核市の市長は、当該申請書区に場げる事項に係る申請書又は書類を既に当該中核市の市長は、当該申請書の書類の写しを提出することにより行わせることができる。ただの市長に提出しているときは、当該中核市の市長は、当該申請書の書類の写しを提出することにより行わせることができる。を記述は、当該申請書の書類の写しを提出することにより行わせることができる。を記述は、当該申請書の書類の写しを提出することにより行わせることができる。を記述は、当該申請書の書類の写しを提出することにより行わせることができる。の市長に係	改 正 前

条 0) 三 0

2

こと 書は係掲祉条支を類が、るばせの経受 定 る け 類 る サの援 \mathcal{O} げ Ŧī. う。 に 又 \mathcal{O} 第 更 事 け よ内 \mathcal{O} 当 る 1 + す 類 \mathcal{O} うと所 て は 項 新 ょ 提 該 業 規 ビーる T の十該項 五 申い 及 百 に り出 各所 定 スの た い障 及 五係行は、 号に所 又 請 る 類 す び に 事 八 める 害 第 在 び 定 る者 + = 業に 書 を す は る 所 掲 \mathcal{O} 場 児 第 わ \mathcal{O} 第 こ定在れめ地 き既 Ź 事 同 げ 者 定 法 合 項 \mathcal{O} 百 せ 通 ること 条 が場六 所の新 記 法 業 る のめ 律 又 項 らの規 当 + を管 第三 合 第 の所 事 指る 規 載 次 は 支 を 該のに 援 受 当 +障 又 五. が 項 定 種 定 規 十害 各お条 にを類十害係受の六者 は 該 指 九地が指 に け 百 定轄 に 定 指定号いの定都にて六 方自 に掲 する で 第 定 係 五. に て、 六に け障条の きに う 類 + る る づ カュ る。 項 治 係げ都申て 害 日 指 き \mathcal{O} 都市揭 第 カュ 当お条 の法 市のげ る る 請い福 常 す 道 定 わ ただだ 5 申事府書 る該い 指定昭 る の市 \mathcal{O} 祉項生障 百 出 又 場 請項県 市長 規指 T サの活害 を Ļ 知は合] 省 長 又 定定 + 都 和 のに 規 児十が 及 又 中 又 はに 書に 略 書係事 定び通 一児 市 F, 市 さ は 当掲は核第 +当類るに類おス に社所条童町 以 の申提 いに せ 当 該げ当 市 該 を 基 会 支の福村 年指写請出既 る 該中 る該 項 て 係 援 十祉長 下 づ اح 中核事指 定又 き活事 法 \mathcal{O} し書 し に る 一法は を て 当次指 中 業の第 核市項定 い 指 律 \mathcal{O} を 等 第六十七 記載 北当する とき は当まる , う 核 市 百総三合 が \mathcal{O} 定 \mathcal{O} 定 者 七 当 各 で の市係 更 市 都 障 合のに十該 十該す 害 十的指定 き 市 長 る新 号 市 の以 る 申 を 福 定め条定 一に 5

百三 $\overline{+}$ 三 0

2

二百 だ請項県掲祉条支を る の又 サート会 知事 Ĺ る に \mathcal{O} 種 五. 又五 十すけ 書 係事 中核事指 核市項定は十二 類るに規 る の十該項 当 F, 7 該の 申提定 スの たい障五 及略 の市係更核 条 指 写請 出 に 事 八 める び 定 掲 に 市 る 新市 の定 L 書 業 \mathcal{O} \mathcal{O} L て げ \equiv 申をの十又をの 者 定法 合 通項 更 長 る は提 請 受 提 記 1 のめ律 又所の新 区 九は 項 るとき け域 事 出 書 第 当 出 載 指 る 第 は 支 規 を \mathcal{O} 援 よ内 又 項 三 受 当 又 該 す 定 種 障 定 規 し っること うと 十害 て は 項 指 は に を 類 に に け 定 は係 受 六 申 書 所の 定 書 \mathcal{O} 者 係 基 ょ るとき け す る申 条 請 在 指 \mathcal{O} 類 障 る う \mathcal{O} づ カュ ź に する 更 当 日 き 書 定 \mathcal{O} 害 第 指 カュ 者 都 新 提 該 請 常 す ょ V 福 定 わ 記 はに、当 が場市に り出 各 る 祉 項 書 生 障 百 る 5 行は、に 載 次合 议 係 又 場 サの活 害 に 1 又 当該のに る わ は合 規 児 十が 及 \sum_{i} は 該 指 各お下事せ 書に ビ定び通一 児 定 市 るれめこらる 業 おスに社所条童町 書 指 定 号 い 類 て 指 所 をいに 定都に 基 会支の福村 て、 定がとの規既 の都市掲 係 づ生援十祉長 市のげ当都地 が指定 に き活事 る 一法は 当次指 に の市る該 市 方 で 定 第を 規指 自 き に 掲 百 総 七 市長 該 \mathcal{O} 定 者 る。 定と治又い法 三合のに十該 各 障 長又定 係げ都 又はに る る道 号 害 十的指定一指 さは当掲はう第た申事府に福 一に定め条定

兀 略

5

兀

略

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一 部改正)

第十九号)の一部を次の表のように改正する。

第三条

障害者の

日常生活及び社会生活を総合的に支援するため の法律施行規則 (平成十八年厚生労働省令

(傍線部分は改正部分)

	(傍殺音夕に改団音夕)
改正後	改正前
ぎになり後ろで里区川のを前について、遅げた。、ここ場で十四条の二十八 指定事業者等は、法第五十一条の二第一項業務管理体制の整備に関する事項の届出)	ぎになり巻を埋て引りを指について、 置きなし、てて場で十四条の二十八(指定事業者等は、法第五十一条の二第一項業務管理体制の整備に関する事項の届出)
項を記載した届出書を、同条第二項各号に掲げる区分に応じ定による業務管理体制の整備について、遅滞なく、次に掲け	は、1000mmでは、10000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、10000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、10000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、10000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、10000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、10000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、10000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、10000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、10000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、10000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、10000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、1000mmでは、10000mmでは、10000mmでは、10000mmでは、10000mmでは、10000mmでは、10000mmでは、10000mmでは、10000mmでは、100000mmでは、10000mmでは、100000mmでは、100000mmでは、100000mmでは、10000000mmでは、1000000mmでは、1000000000000000000000000000000000000
二十二第一項の中核市をいう。知事又は指定都市若しくは中核	大臣等」という。)に届け出なければ都道府県知事又は指定都市の長(以下
届け出なければならない。)の市長(以下この条において「厚生労働大臣等」という。	
2 · 3 (略)	2 · 3 (略) — ~ 四 (略)
市長による通知)行った場合における厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の行った場合における厚生労働大臣又は指定都市若しくは中核市の(都道府県知事の求めに応じて法第五十一条の三第一項の権限を	行った場合における厚生労働大臣による通知)(都道府県知事の求めに応じて法第五十一条の三第一項の権限を
大臣又は指定都市若しくは中核市の市長が同条第十四条の二十九。法第五十一条の三第四項の規定	大臣が同条第一項の権限を行った結果を通知十四条の二十九。法第五十一条の三第四項の
概要その他必要な事項を示さなければならない。のた結果を通知するときは、当該権限を行使した年月日、結	らない。 行使した年月日、結果の概要その他必要な事項を示さ
)の「は多原生労働大臣」又は指定都市若しくは中核市の市長による通知はる原生労働大臣」又は指定都市若しくは中核市の市長による通知(法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反した場合にお	十四条の三十 厚生労働大臣は、指定事業者等が法る厚生労働大臣による通知) 法第五十一条の四第三項の規定による命令に違反し
道府県知事に通知しなければならない。	業者等の指定を行った都道府県知事に通知しな第三項の規定による命令に違反したときは、そ

管 する

市分次のにに لح 第一 V 市長又は、厚 う。)に届 掲 兀 げる事 項条 のの理 の規定による業務管理の六十二 指定相談支埋体制の整備に関する 厚生労働 項を記載した届 市 け 町 対長 大臣、 なけ けれ、 ればならない。 以下この条にお が開いま 理体 出書 支

2 3

は 指項府 定 \mathcal{O} 県 都 権 知 市 限 事 を 若しくは中核市 又 行 は 市 0 た場 町 村 合に 長 \mathcal{O} 一条の三十二第四項の市長による通知における厚生労働士 おける一 厚応生じ て 法 知大臣 第 五. + 都 条 道 の三十 府 県 知

同生 三 な使 条第一 一労働 + た年 兀 大臣 · 条 の 月 項 0 六 日 都道 十三 権 結果の 『限を行った結果を通知するときは、『道府県知事又は指定都市若しくは中 法 概要その他 第五 十 必 要な 事 事項を示さなければならるときは、当該権限を行若しくは中核市の市長が二第四項の規定により厚い

市に お法 \mathcal{O} 市け第 長 る 五. による通 厚 十一条の 生 一労働 三十三 大臣、 知 都 第三 道 府 項 県 \mathcal{O} 知 規 事 定 又 に は ょ 指 る 定 命 都市に 若 違 L 反 Š L はた 中場 核合

十三 三 知定 くは L 相 一第三項 兀 な 談 支援 中核 け 条 \mathcal{O} れ 事 の市 ば 六 十四四 業者の指定 規 な 0 市長 5 定による命令に ない。 以は、指定相談原生労働大田 を 行 0 ・ 違反したときは、 なり、 後事業者が法第7 のより。 談世、 た違 又は市町村長に通その旨を当該指と第五十一条の三

市 \mathcal{O} 特 例

第 0 七 十大 自 条 立 支援 令 第五 に 関 す + る 条 事 務 第 を 処 項 理 \mathcal{O} す規 定に る 場 合 基 に づ き、 お 1 て指 定都 は、 次市 の が 表 障 0 害 上者

出なければ 村長(以下 次に掲げる事項の規定 三十四条 はければならない。 の規定を制 厚生 項を記: 十制の 生労働大臣、都道府県知事、指定都市項を記載した届出書を、同条第二項各定による業務管理体制の整備について十二 指定相談支援事業者は、法第五制の整備に関する事項の届出) 条に V) お į١ て 厚 生労働 大臣 等」とい 市各 五 いう。)に届けの長又は市町 + 滞 なく、の三上

兀

3

2

二第 知事 都 ずによる通知の権限 道 項府 県 知 知限が 事 を 又 行 は 市 0 た町 場 村 一長の お求 ける厚生労気ののでは 働 法 大 第 臣 五. + 又 は 都 条 道 \mathcal{O} 府 県十

通知するときは、生労働大臣又は都 三十四条 必 要な事 小の六十三 項を示さなけ 都 当該 道 府 法 権限を行使した年日の ħ 第 ば 五. なら 事十 うない。 条 E条第一 \mathcal{O} 三十二 月項 日の第 権四 限項 結 を規 果 0 概 0 定 たに 要 そ 結よ の果り 他を厚

に における厚生労働(法第五十一条の 大臣 又は 第三 都道 項 府 \mathcal{O} 県 規 知 定 事に に よる よる命 通令 に 違 た 場 合

で 第 四 の 五 は 市 日を当該は 日を当該は 日本十一条の日 町 村 長 「通知しなければな、」↑三第三項の規定, に ない。 に に よ 事 よる命がおり 定を 令に相 0 た違談

市

第 七十条 \mathcal{O} 自 立 支援に関 令の 第特五例 ける + 条 事 務 第 を 処 項 理 \mathcal{O} する場 規 定に基 合に づ き、 お 11 て指 は、 定 都 次市 \mathcal{O} が 表障 0) 害 上者

第三十四条の十九	上国系の上	第三十四条の十八	第三十四条の十八	第三十四条の十七	第三十四条の十六	で - 1 7	第一項から第三項第三十四条の十五	まで	第一項から第三項	第三十四条の十四	第三十四条の十二	まで	ら第	第三十四条の十一	で	一項から第四項ま	第三十四条の九第	第三十四条の八	ら第五項まで	が発生の		第三十四条の三十		第三十四条の二十
																				都道府 県知事	1		核市の長	指定都市若しくは中
																				指定都市の市長	略)			都道府県知事
第三十四条	 -	+	第三十四	第三十四	第三十四		第三十			第三十	第三十	まで	第一	第三十	で	一項	第三十	第三十			; _	⋍	九	第一
条 <i>タ</i> の 十 九	た り	四条の十八	条の	- 条 の	四条の十六		四条の十五			四条	-四条の十二		項から第四項	四条の		から第四項ま	四条	四条の		第三十四条の七	: :	第三十四条の三十		第三十四条の二十
O	た り	条の	条の	- 条 の	条の		条 の			四条の	四条の		から第	四条の		ら第四	四条の	四条の		正条 の		四条の三十		二十四条の二十 厚生労働大臣

第三十四条 第三十 第六十五 十二十四四四 温泉の二十 日 年 の 二十 五条条条条 二条条条 条条 条 条 第 四 条の 条条 条の二十 条 条 条 条 条の二十 不の九の 水の二十 のの 第二 \mathcal{O} \mathcal{O} 五三 九 九 五. ++ 項十 項 + \mathcal{O} \mathcal{O}

第七	第六			八第	七第第	第六第	六 第	五第	四第	三第二	二第の)第
六	六	六 六 六 六	六 五 三	三	三三	三の三	三	三	三	三	三三	三三
+	+	++++	1 1 1	+	+-	十八十	+	+	十	+	十第	育 十
五.	五.	五五四三		兀	四 [2	四 四	兀	兀	兀	四	四亿	口兀
条	条	条条条条		条	条多	条条	条	条	条	条	条項	頁 条
\mathcal{O}	\mathcal{O}	の 第	第	\mathcal{O}	0) 0	り の	\mathcal{O}	\mathcal{O}	\mathcal{O}	の	\mathcal{O}	\mathcal{O}
九	力,	九. 二	兀	五.	五. 三	= -	-	<u> </u>	-	-	-	_
0	0	の項	項	十	+ -	+ +	十	$\overline{+}$	+	十	十	+

_				 第								
条条ま第条	十四年の余の二二年	\mathcal{O}	げるこの省令の支援に関する事	七十一条 令第五十(中核市の特例)	(略)		四第三十四条の六十	第三十四条の六十	(略)	別表第九号	第六十六条第二項	十二条の九の九の
者這來男矢事	i 市 定 f の 都 k 長 市	読み替えるもの	句で、同表る場合にお	よ	(略)	都道府県知事又は	核市の長指定都市若しくは中間の場所に対しては中間の場所に対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、対しては、	若しくは、	(略)			
中 杉 介 計 長	道 前 府 別 期 知 知	とする。	中欄に掲げるものいては、次の表の	り、中核市が障害	(略)	指定都市の市長又	又は都道府県知事	又は都道府県知事	(略)			
		も表	障 五	第						I		
第三十四条の九第一十四条列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列列	(新設)	のは、それぞの上欄に掲げ	害者の自立支十二条の二十	十一条の特例	(略)		四四条の六十	(新設)	(略)	別表第九号別表第八号	第六十六条第二項	十二年の九の九年の十五条の九の九
者這府県知事	(新設)	表下欄の字句と読みなの省令の規定中の字句	関する事務を処理する一項の中核市(以下	一条第二項の規定によ	(略)	都道府県知事又は	(新設)	(新設)	(略)			
中 杉 市 の 市 長	(新設)	み替えるものとする。字句で、同表中欄に掲げ	援に関する事務を処理する場合においては、次の二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が	より、地方自治法第二百	(略)	お定都市の市長又	(新設)	(新設)	(略)			

五 第 四 第 及 三 第 三 三 第 7 第 三 十 十 第 一 円 四 ^{久 項} 、 条 項 三十四条の二十 か か四条条 四四四四 四四四四 兀 カュ 兀 か 四 5 温泉の二十 経 条 の 二 十 十 ら第三項の十五 から第三項 条の十二 条の 条条条条 第四 条の二十 ら条 第三 のののの 第の 十十十十八八七六 四十 十八 項 項 項一 ま

五第四第三十四条条	二十四条	三十四四条	_	二 三 三 三 三 十 十 一 四 四 四 条 条 条 条	三十四条	三十四条条	がで 第一項から 第三十四条	で項から第二
<i>O O - -</i>	の <u>-</u>	O O O O O	り の 上 +	のののの ++++	の 十	の 十 十	第の四十	三項
+ +	+	- + = = = = = = = = = = = = = = = = = =	九 八	九九七六	五	山二	項一	ま

ļ.	削(表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表) (表)	別表第八号	第六十六条第二項	+	第六十五条の九の	九	第六十五条の九の	七	第六十五条の九の		六十五条の九	第六十五条第二項		+	+	第五十七条	八	第三十四条の五十	七	条の五	第三十四条の三十	六の八	第三十四条の二十		第三十四条の二十
削る)	(削る)																								
削る)	(削る)																								
mnl 4		11 보1	第	+	第六	九	第一	七	第一	六	六	六	六	第六	六	第五	八	第三	七	第二	第二	六の	第三	六	第三十
[十四条	川長等ルみ別表第八号	六十六条第二項		六十五条の九の		六十五条の九の		ハ十五条の九の		十五条の九の	十五条第二	十四条	十三条	十二条	十七条		十四条の五十		条の	第三十四条の三十		十四条の二十		-四条の二十
	第三十四条の九第一都道府県知事	n 表第 L 子 加表第八号	弗 二		十五条の九		十五条の九		十五条の九		十五条の九	十五条第二	十四条	十三条	十二条	十七条		条の五		条の	条		条の二		四条の二

(略)		四	第三十四条の六十		三	第三十四条の六十	(略)											
(略)	都道府県知事又は	指定都市若しくは中	、都道府県知事又は	核市の長	指定都市若しくは中	、都道府県知事又は	(略)											
(略)	中核市の市長又は		又は都道府県知事			又は都道府県知事	(略)											
(略)		四	第三十四条の六十			(新設)	(略)											
(略)	都道府県知事又は		(新設)			(新設)	(略)											
(略)	中核市の市長又は		(新設)			(新設)	(略)	ができ、	より行わせること	を提出することに	申請の書類の写し	れらの指定に係る	書類の提出は、こ	申請書の記載又は	掲げる事項に係る	号に定める規定に	るときは、当該各	知事に提出してい